

令和3年1月から産後の支援を拡充します ～産婦健康診査の公費負担及び産後ケア事業の実施～

産後はホルモンバランスの変化に加え、赤ちゃん中心の生活になるなど、環境も大きく変化するため、この時期のお母さんの心と体は疲れがたまり、体調を崩しやすい状態にあります。

産後間もないお母さんの心と体の健康保持のため、相模原市では産婦健康診査の費用を助成します。

また、産後に「育児を手伝ってもらえる人がいない」「赤ちゃんのお世話の仕方がわからなくて不安」「体調がすぐれない」など育児やご自身の体調に不安を抱えているお母さんが、医療機関や助産院への宿泊や通所、助産師等の自宅への訪問によって、心と体のケアや授乳のアドバイスなどを受けられるよう、産後ケア事業を実施します。

産婦健康診査の公費負担

(1) 対象者 次の全てに該当する方

- ・ 令和3年1月1日以降に産婦健康診査を受診する方
- ・ 産婦健康診査受診日に相模原市に住民票のある方
- ・ 産後おおむね2か月以内の方

(2) 受診時期と回数 産後おおむね2週間と4週間の合計2回まで

(3) 健診内容 問診、診察、体重測定、血圧測定、尿検査、母体の回復状況・乳房の状況確認、お母さんの気持ち質問票（EPDS）による心の状況確認

(4) 公費助成額 健診1回上限5,000円

産後ケア事業

(1) 対象者 相模原市に住民票のあるお母さんと赤ちゃん（1歳の誕生日の前日まで）で、次のいずれかに該当する方

- ・ お母さんの体調に不調がある方又は育児不安がある方
- ・ 産婦健康診査の結果、医師から産後ケア事業の利用を勧められた方
- ・ 家族などから産後の支援が受けられない方

※医療機関での専門的な治療が必要な方はご利用いただけません。

(2) ケアの内容 授乳や沐浴等の赤ちゃんのお世話の仕方の相談、乳房のケア等を医療機関や助産院への宿泊や通所、助産師等の自宅訪問により行う。

(3) 利用料 宿泊型：1日5,000円（1泊2日の場合10,000円）

通所型：1回3,000円

訪問型：1回3,000円

※利用できる回数は7回（日）です。

※市・県民税非課税世帯の方は利用料が半額、生活保護世帯の方は利用料が免除となります。

(4) その他 市の産後ケア事業の内容以外のサービスの利用や、合計7回（日）を超えた利用の場合は、全額自己負担となります。